

松島小学校いじめ防止のための校内体制

(沖縄県いじめ防止マニュアル参考)

いじめを許さない学校づくり（未然防止）

- ① 児童生徒理解を深め、児童一人一人を大切にすると共に、日常的な関わりの中で教師と児童、児童と児童の信頼関係づくりや人間関係づくりに努める。
- ② いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- ③ いじめている児童には、場合によっては出席停止の措置を含め毅然とした指導をする。
- ④ いじめられている児童には学校が「徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示す。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく。

観察・情報収集

- 日常的な観察 いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査 日記等の活用
- 教職員間の情報交換 保護者からの情報提供

保護者

- いじめの事実を正確に伝える
- 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- 学校のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築、緊密な連絡体制

いじめられている児童生徒

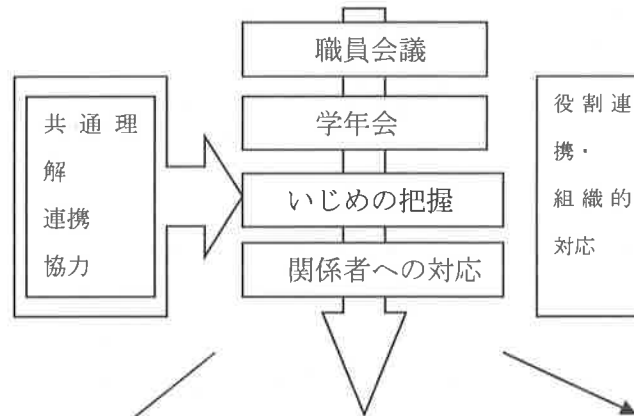
- 受容：つらさや悔しさを充分受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 回復：人間関係の（交友関係）の確立。
- 成長：本人自身の自己理解を深め自立への支援を行う。 心理的ケアを充分行う。

校内いじめ防止対策委員会【生徒指導委員会】

- 校長 教頭 教務 生徒指導 学年主任（代表）
- 養護教諭 教育相談 人権担当 関係教諭等

【内容】

- ・いじめ防止全体計画の作成
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針の協議



観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
- ・具体的事実の基づき話し合う。
- ・いじめは絶対に許されない行動であることに気付かせる。
- ・日頃から「人権意識」を育む取組
- 学年・学校全体で指導を行う。
- 「人権の日」の取組充実

いじめ早期発見・早期対応

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にたち、毅然とした指導を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ③ いじめを認知した場合被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- ④ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け関係者全員で取り組むと共に、市教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- ⑤ 学校・家庭・地域、関係者が一体となって早期解決に向け全力で取り組む。
- ⑥ いじめの問題解決後も組織的な指導支援に努める。
- ⑦ 再発防止に全力で取り組む。

再発防止

- ・児童の心を育てる（生命尊重・人権尊重・思いやりの心等）
- ・教師の心・技を磨く ・組織的対応力をつける

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気付かせる。
- 処遇：問題か帰結のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り・不安・自責の念）を解消する
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

【日々の連携案及び緊急時の連携】

連携の要は「人と人とのつながり」であることを理解し「相談」を含め「日々の連携」を丁寧行うことが「緊急時」に結びつく。

| 区 分 | 目 的 | | 具 体 例 | |
|--------|---------------------|---|---|---------------------------------|
| 日々の連携 | 健全育成 の推進 | 規範意識の醸成 自尊感情の醸成 自己指導能力の育成 危険回避能力の育成 問題行動等の未然防止 家庭教育の支援 | 交通安全教室，防犯教室，薬物乱用防止教室（喫煙・飲酒防止含む）非行防止教室，情報モラル教育，健全育成に関する講演会など | |
| | ネットワ ークの構 築 | 情報交換 連絡体制の整備（役割分担の確認，連絡先・担当者等の確認） | 情報交換会，連絡協議会，問題行動対応マニュアル，関係機関等一覧表など | |
| | 生徒指導 体制の充 実 | 教職員指導力向上 | 関係機関等の職員を招いての研修会，ケース会議，事例検討会など | |
| 緊急時の連携 | 問題行動 等発生時 の対応 | 暴力行為等への対応 児童虐待防止 | 警察，児童相談所等への連絡・相談・児童虐待等の通告・相談など | サ ポ ー ト チ ー ム |
| | 指導困難 な状況へ の対応 | 計画的・専門的な指導 保護者支援 | 関係機関との連携による深刻な問題への対応 | |

関係機関一覧表（H28年6月現在）

| 相談窓口名称 | 電話番号 | 開設時間 |
|---------------------------|-------------------|----------------------------|
| ① 那覇市総合青少年課 | 891-3508 | |
| ② 青少年ダイヤル「なは」 | 832-7867 | 月～金 9:00～17:00 |
| ③ 沖縄県立教育センター 教育相談室 | 933-7518（内線223） | 月～金 9:00～17:00 |
| ④ 教育相談専用ダイヤル | 933-7537 | |
| ⑤ 中央児童相談所 | 886-2900 | 月～金8:30～17:15虐待ホットライン24h無休 |
| ⑥ クリニックプロップ（発達相談等） | 987-1233 | |
| ⑦ 真和志第一民生委員児童員協議会 | | 適宜 |
| ⑧ 那覇市教育委員会（学校教育課・教育相談課） | 917-3506・917-3508 | 月～金8:30～17:15 |
| ⑨ 那覇警察署（少年課）いじめ相談窓口（担当有り） | 836-0110（内線314） | 適宜 |
| ⑩ //（地域課：新都心北交番）＊学校巡回あり | 836-0110（内線302） | 適宜 |
| ⑪ 那覇地方法務局人権擁護課 | 854-1215 | 月～金8:30～17:15 |
| ⑫ インターネット人権相談受付（PC・携帯電話） | | 24時間受付 |
| ⑬ 人権擁護相談 | 862-9955 | 毎月第2月曜日10:00～正午 |
| ⑭ 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 月～金8:30～17:15 |
| ⑮ 人権相談ダイヤル（法務省全国人権擁護連合会） | 0570-003-110 | |
| ⑯ 那覇市青少年センター | 832-7868 | 月～金 9:00～17:00 |
| ⑰ 沖縄弁護士会 | 865-3737 | |
| ⑱ | | |

松島小学校 いじめの「未然防止」に資する取り組み

| | |
|------------------|---|
| 授業改善に関わる取組 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かす学級経営を充実させる。 児童が心身ともにいつでも安心・安全でいられる学級づくりをする。 居場所づくり・絆づくり・互いを認め合える人間関係を作る。 |
| 児童生徒の友人関係 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（毎月） ふれあい週間（年2回） 生徒指導部会（校内員会）での共有（毎月） 個人面談 |
| 集団づくり | <ul style="list-style-type: none"> 学級開き 学年行事 1年生の給食応援、清掃応援（6年） 特別活動 学年レク 学校行事 学級レク |
| 社会育成などを目的とした取組 | <ul style="list-style-type: none"> 黙動清掃 校外学習、社会見学（各学年） 言葉づかい、マナーの育成 職場見学（6年） あいさつ推進運動 |
| いじめに関する学習に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 人権の日の充実（人権集会の実施） 校長講話 生徒指導・人権担当の校内放送 学校全体での道徳教育の充実 人権教室*講師招聘をしての授業実施等 道徳の授業 |
| いじめを無くすための児童会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 1年生を迎える会（5月） 赤い羽根募金活動（11月） 月） 6年生を送る会（3月） 委員会発足式（4月） 一人一鉢運動（11月） いじめ撲滅のポスター作成・掲示（7月） レッドリボン運動（12月） 委員会引き継ぎ式（2月） |
| 保護者や地域に対する啓発の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 授業参観日の校長講話（6月） 学年だより 学校だより PTA広報誌 個人面談（7月・12月） 人権だより 学級保護者会（5月） 学級だより |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 人権ガイドブックの確認（毎月） 教職員アンケート（7月・12月） いじめに関する校内研修（4月・7月） 学校アンケート（12月） 評価アンケートの分析（12月） |

★特に以下の事を徹底・実践する。

- いじめの「未然防止」に努める。
- 「初期対応」を誤らない。
- 「組織的対応」をする。
- 児童の「心のケア」
- 「関係機関との連携・充実」を図る。
- 「生徒指導三機能」の充実を図る。生徒指導は問題行動への対応のみではなく、日々の授業・学級経営全教育活動で行う。